

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び

重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・役員退職慰労引当金

法人独自により実施する制度により、役員退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

(4) 税効果会計の適用

税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(5) 拠点区分におけるサービス区分の内容

I. 社会福祉事業

①法人本部拠点

ア 法人本部

②ロータス・ガーデン拠点

ア 特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護

ウ 通所介護

エ 訪問入浴

オ 居宅介護支援事業

カ 地域包括支援事業

③ロータス・ガーデン ケアハウス拠点

ア ケアハウス

④天河草子拠点

ア 特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護 宙煌

ウ 通所介護

エ 訪問介護

オ 居宅介護支援事業

- ⑤天河草子 ケアハウス拠点
 - ア ケアハウス
- ⑥児童福祉施設 星児園 七夕拠点
 - ア 星児園七夕保育所
- ⑦銀の櫛拠点
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 居宅介護支援事業
- ⑧デイサービスセンター 杣緑拠点
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業
 - エ 地域包括支援事業
 - オ 通所介護（杣緑アクティブステージ）
- ⑨ロータス・オデオン拠点
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業
- ⑩アマルネス・ガーデン拠点
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 居宅介護支援事業
- ⑪Egret Cafe拠点
 - ア 地域密着型通所介護
- ⑫柵園拠点
 - ア 地域密着型特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護（空床型）
 - ウ 通所介護
 - エ 居宅介護支援事業
 - オ 地域包括支援事業
- ⑬ベルセゾン拠点
 - ア 通所介護

Ⅱ.公益事業

- ①ヴィラ 杣扇拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ②ヴィラ 櫟拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ③ヴィラ 陽の栞拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ④アマルネス・ガーデン診療所拠点
 - ア 診療所
 - イ 通所リハビリテーション
 - ウ 訪問看護ステーション
- ⑤ヴィラ グラスセゾン拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ⑥ヴィラ 別邸玻璃拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
 - イ 居宅介護支援事業
- ⑦ヴィラ 柵園拠点区分
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ⑧ヴィラ ベルセゾン拠点区分
 - ア サービス付き高齢者向き住宅

Ⅲ.収益事業

- ①ヴィラ 櫟拠点
 - ア 不動産賃借業
- ②ヴィラ グラスセゾン拠点
 - ア 不動産賃借業
- ③ヴィラ ベルセゾン拠点
 - ア 不動産賃借業
- ④ヴィラ 柵園拠点
 - ア 不動産賃借業
- ⑤農園拠点
 - ア 農園

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

單位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	900,618,503		0	900,618,503
建 物	3,549,139,700	120,500,000	142,885,026	3,526,754,674
合 計	4,449,758,203	120,500,000	142,885,026	4,427,373,177

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（その他固定）	218,087,686円
建物（その他固定）	737,749,074円
	<u>955,836,760円</u>

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	113,645,000円
山陰合同銀行 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	110,000,000円
	<u>223,645,000円</u>

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

单位：元

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	7,041,198,482	3,514,443,808	3,526,754,674
建物（その他固定）	8,992,951,600	2,745,708,833	6,247,242,767
構 築 物	879,189,793	560,300,219	318,889,574
車 輛 運 搬 具	273,855,246	202,495,603	71,359,643
器 具 ・ 備 品	440,858,263	329,595,311	111,262,952
合 計	17,628,053,384	7,352,543,774	10,275,509,610

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

單位：円

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している法人	株式会社 座右	姫路市 下手野	310,764,446	飲食業 給食業 建物メンテナンス業	100%	—	調理及び施設管理等の業務委託	調理及び施設管理等の業務委託 (注1)	643,940,406	事業未払金	98,133,273
							給食の購入	給食の購入 (注2)	426,897,819		
							施設の修繕	施設の修繕 (注3)	28,718,303		
							野菜等売上	野菜等売上 (注4)	246,075,324	未収金	38,077,664
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している法人	株式会社 MAXIS	姫路市 安田	1,361,938,884	不動産 賃貸業	100%	兼任1名	不動産の 貸 賃	不動産の 賃貸 (注5)	113,298,000	差入保証金	20,900,000
										前払費用	9,699,000
役員及びその近親者	松本庄蔵	—	—	当法人会長	—	—	不動産の 貸 賃	不動産の 賃貸 (注6)	59,160,000	差入保証金	7,500,000
										前払費用	4,930,000

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している法人	株式会社 GRACE TERRA	西宮市 久出ヶ谷	84,775,080	飲食業 小売業	100%	—	食品・備品の 購入	食品・備品 の購入 (注7)	63,547,454	事業未払金	6,968,527

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 調理及び施設管理等の業務委託については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
- (注2) 給食の購入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
- (注3) 施設の修繕については、見積もりを入手し、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
- (注4) 野菜等の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
- (注5) 事務所等の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。
- (注6) 土地等の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。
- (注7) 食品・備品の購入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受け

該当なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	457,000
退職給付引当金	2,103,000
繰越欠損金	2,713,000
繰延税金資産合計	5,273,000 円

・その他の特別収益の内訳

受取保険金	20,000,000 円
-------	--------------

・その他の特別損失の内訳

和解金	20,000,000 円
-----	--------------

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・役員退職慰労引当金
法人独自により実施する制度により、役員退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 法人本部

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	33,745,196	8,834,391	24,910,805
構 築 物	60,309,980	15,477,596	44,832,384
車 輦 運 搬 具	52,305,478	15,188,270	37,117,208
器 具 ・ 備 品	21,216,123	10,933,020	10,283,103
合 計	167,576,777	50,433,277	117,143,500

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ロータス・ガーデン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ロータス ガーデン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊸）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
- ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 訪問入浴
 - オ 居宅介護支援事業
 - カ 地域包括支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	397,331,530		25,771,248	371,560,282
合 計	397,331,530	0	25,771,248	371,560,282

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,283,229,660	911,669,378	371,560,282
建物(その他固定)	66,352,567	35,778,534	30,574,033
構 築 物	8,962,013	7,820,209	1,141,804
車 輛 運 搬 具	25,880,985	25,810,014	70,971
器 具 ・ 備 品	131,706,050	111,547,638	20,158,412
合 計	1,516,131,275	1,092,625,773	423,505,502

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ロータス・ガーデン ケアハウス拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ロータス ケア拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア ケアハウス

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	61,961,593	0	4,777,268	57,184,325
合 計	61,961,593	0	4,777,268	57,184,325

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	233,557,044	176,372,719	57,184,325
建物(その他固定)	2,576,000	1,515,019	1,060,981
器 具 ・ 備 品	1,716,249	1,507,252	208,997
合 計	237,849,293	179,394,990	58,454,303

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（天河草子拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 天河草子拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護 宙煌
 - ウ 通所介護
 - エ 訪問介護
 - オ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	111,370,804	0	0	111,370,804
建 物	499,263,001	0	23,865,690	475,397,311
合 計	610,633,805	0	23,865,690	586,768,115

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,186,858,930	711,461,619	475,397,311
建物(その他固定)	43,332,576	9,459,599	33,872,977
構 築 物	3,501,750	2,385,528	1,116,222
車 輛 運 搬 具	24,098,811	21,208,847	2,889,964
器 具 ・ 備 品	38,450,051	29,750,487	8,699,564
合 計	1,296,242,118	774,266,080	521,976,038

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（天河草子 ケアハウス拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 天河草子ケアハウス拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア ケアハウス

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	0	0	0	0
建 物	97,780,971	0	5,513,432	92,267,539
合 計	97,780,971	0	5,513,432	92,267,539

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	287,452,059	195,184,520	92,267,539
建物(その他固定)	4,712,500	1,535,942	3,176,558
構 築 物	184,500	159,333	25,167
器 具 ・ 備 品	4,214,926	4,069,714	145,212
合 計	296,563,985	200,949,509	95,614,476

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（児童福祉施設 星児園 七夕拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 星児園 七夕拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 星児園七夕保育所

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	94,948,863		3,722,746	91,226,117
合 計	94,948,863	0	3,722,746	91,226,117

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	207,784,250	116,558,133	91,226,117
建物（その他固定）	14,076,214	3,325,167	10,751,047
構 築 物	8,651,600	2,993,030	5,658,570
車 輛 運 搬 具	2,044,048	2,044,046	2
器 具 ・ 備 品	3,807,425	3,551,157	256,268
合 計	236,363,537	128,471,533	107,892,004

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（銀の権拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 銀の権拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	175,688,916	0	0	175,688,916
建物	511,388,366		16,323,713	495,064,653
合計	687,077,282	0	16,323,713	670,753,569

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,104,175,501	609,110,848	495,064,653
建物（その他固定）	17,729,808	7,062,149	10,667,659
構 築 物	11,354,581	11,057,297	297,284
車 輛 運 搬 具	15,831,767	15,831,758	9
器 具 ・ 備 品	39,094,323	29,071,493	10,022,830
合 計	1,188,185,980	672,133,545	516,052,435

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（デイサービスセンター 杣緑拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) デイサービスセンター 杣緑拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊸）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業
 - エ 地域包括支援事業
 - オ 通所介護（アクティブステージ）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	73,367,546	0	0	73,367,546
建 物	501,543,235	120,500,000	22,982,769	599,060,466
合 計	574,910,781	120,500,000	22,982,769	672,428,012

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,088,076,413	489,015,947	599,060,466
建物（その他固定）	58,255,720	16,457,570	41,798,150
構 築 物	203,887,978	166,040,374	37,847,604
車 輛 運 搬 具	47,387,837	38,643,501	8,744,336
器 具 ・ 備 品	16,783,060	10,793,432	5,989,628
合 計	1,414,391,008	720,950,824	693,440,184

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ロータス・オデオン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ロータス・オデオン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	12,904,320	5,076,801	7,827,519
構 築 物	7,700,000	7,699,999	1
車 輛 運 搬 具	23,314,959	19,104,646	4,210,313
器 具 ・ 備 品	10,996,094	10,907,354	88,740
合 計	54,915,373	42,788,800	12,126,573

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（アマルネス・ガーデン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) アマルネス・ガーデン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊹）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	416,037,977	0	0	416,037,977
建 物	791,679,601	0	20,341,223	771,338,378
合 計	1,207,717,578	0	20,341,223	1,187,376,355

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,017,061,165	245,722,787	771,338,378
建物(その他固定)	475,350,225	381,097,594	94,252,631
構 築 物	89,092,875	81,967,874	7,125,001
車 輛 運 搬 具	5,512,320	5,512,318	2
器 具 ・ 備 品	28,249,503	25,807,104	2,442,399
合 計	1,615,266,088	740,107,677	875,158,411

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（Egret Cafe拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) イーグレットカフェ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 地域密着型通所介護

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車 輛 運 搬 具	5,363,723	5,363,719	4
器 具 ・ 備 品	136,143	136,142	1
合 計	5,499,866	5,499,861	5

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（空園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 空園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 地域密着型特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護（空床型）
 - ウ 居宅介護支援事業
 - エ 地域包括支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	86,272,228		0	86,272,228
建物	379,106,523		13,604,628	365,501,895
合計	465,378,751	0	13,604,628	451,774,123

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	402,914,619	37,412,724	365,501,895
建物(その他固定)	23,669,568	2,197,836	21,471,732
構 築 物	11,520,405	1,584,050	9,936,355
車 輛 運 搬 具	13,316,400	4,660,910	8,655,490
器 具 ・ 備 品	22,279,050	8,584,398	13,694,652
合 計	473,700,042	54,439,918	419,260,124

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ベルセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- 退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - 徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - 賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ベルセゾン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊸）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 通所介護

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	37,881,032	0	0	37,881,032
建 物	214,136,017	0	5,982,309	208,153,708
合 計	252,017,049	0	5,982,309	246,034,740

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	230,088,841	21,935,133	208,153,708
建物（その他固定）	102,634,658	25,011,238	77,623,420
構 築 物	2,966,292	580,643	2,385,649
車 輛 運 搬 具	9,318,240	5,925,560	3,392,680
器 具 ・ 備 品	14,961,380	7,113,472	7,847,908
合 計	359,969,411	60,566,046	299,403,365

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（アマルネス・ガーデン 診療所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) アマルネス・ガーデン診療所拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 診療所
 - イ 通所リハビリテーション
 - ウ 訪問看護ステーション

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（その他固定）（通所リハ）	738,000	150,306	587,694
車両運搬具（通所リハ）	17,214,696	14,367,205	2,847,491
器具・備品（通所リハ）	3,604,575	3,375,845	228,730
合 計	21,557,271	17,893,356	3,663,915

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（ヴィラ杣扇拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 杣扇拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	747,108,299	378,278,862	368,829,437
構 築 物	94,778,965	90,171,373	4,607,592
車 輜 運 搬 具	7,025,738	6,800,437	225,301
器 具 ・ 備 品	1,265,928	1,118,157	147,771
合 計	850,178,930	476,368,829	373,810,101

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	51,828
退職給付引当金	238,499
繰越欠損金	307,679
繰延税金資産合計	598,006

計算書類に対する注記（ヴィラ樺拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 樺拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(その他固定)	173,087,686円
建物(その他固定)	374,357,264円
	547,444,950円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	56,822,500円
	56,822,500円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	793,395,530	419,038,266	374,357,264
構 築 物	62,303,385	54,557,811	7,745,574
器 具 ・ 備 品	4,519,568	3,014,033	1,505,535
合 計	860,218,483	476,610,110	383,608,373

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	47,216
退職給付引当金	217,278
繰越欠損金	280,302
繰延税金資産合計	544,796

計算書類に対する注記（ヴィラ陽の栞拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上すること
目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 陽の栞拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(その他固定)	45,000,000円
建物(その他固定)	363,391,810円
	<u>408,391,810円</u>

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む)	36,666,696円
	<u>36,666,696円</u>

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	489,610,200	126,218,390	363,391,810
構 築 物	7,836,000	5,871,752	1,964,248
車 輛 運 搬 具	3,539,550	3,539,548	2
器 具 ・ 備 品	2,449,821	2,403,487	46,334
合 計	503,435,571	138,033,177	365,402,394

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	33,105
退職給付引当金	152,340
繰越欠損金	196,528
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>381,973</u>

計算書類に対する注記（ヴィラ グラスセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ グラスセゾン拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	1,712,296,285	632,304,397	1,079,991,888
構 築 物	3,027,960	2,375,964	651,996
車 輛 運 搬 具	4,453,620	4,319,684	133,936
器 具 ・ 備 品	12,176,905	11,729,787	447,118
合 計	1,731,954,770	650,729,832	1,081,224,938

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	73,867
退職給付引当金	339,919
繰越欠損金	438,517
繰延税金資産合計	852,303

計算書類に対する注記（ヴィラ 別邸玻璃拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 別邸玻璃拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
 - イ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	1,156,213,417	353,458,843	802,754,574
構 築 物	35,295,900	23,647,915	11,647,985
器 具 ・ 備 品	10,367,699	9,596,162	771,537
合 計	1,201,877,016	386,702,920	815,174,096

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	56,975
退職給付引当金	262,185
繰越欠損金	338,234
繰延税金資産合計	657,394

計算書類に対する注記（ヴィラ 全園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 全園拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	2,063,587,662	191,614,931	1,871,972,731
構 築 物	55,729,605	7,662,820	48,066,785
車両運搬具	8,759,520	5,835,784	2,923,736
器 具 ・ 備 品	20,649,880	10,687,750	9,962,130
合 計	2,148,726,667	215,801,285	1,932,925,382

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	75,033
退職給付引当金	345,282
繰越欠損金	445,435
繰延税金資産合計	865,750

計算書類に対する注記（ヴィラ ベルセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ ベルセゾン拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	971,757,808	125,467,798	846,290,010
構 築 物	6,270,617	1,263,262	5,007,355
器 具 ・ 備 品	7,352,563	5,192,981	2,159,582
合 計	985,380,988	131,924,041	853,456,947

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	33,496
退職給付引当金	154,142
繰越欠損金	198,853
繰延税金資産合計	386,491

計算書類に対する注記（収益：櫟不動産拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
- ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
- ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 櫟拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 不動産賃借業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・税効果会計関係
繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	1,073
退職給付引当金	4,937
繰越欠損金	6,369
繰延税金資産合計	12,379

計算書類に対する注記（収益：グラス不動産拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び

重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) ヴィラ グラスセブン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 不動産賃借業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	159
退職給付引当金	733
繰越欠損金	945
繰延税金資産合計	1,837

計算書類に対する注記（収益：農園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 農園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 農園

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	15,661,761	1,227,938	14,433,823
構 築 物	202,710,388	76,531,930	126,178,458
車 輛 運 搬 具	8,587,554	8,439,356	148,198
器 具 ・ 備 品	14,142,725	11,231,848	2,910,877
合 計	241,102,428	97,431,072	143,671,356

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	82,178
退職給付引当金	378,158
繰越欠損金	487,848
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>948,184</u>

計算書類に対する注記（収益：ヴィラ ベルセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
- ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ ベルセゾン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 不動産賃貸業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	78,915,134	10,748,744	68,166,390
構 築 物	355,010	73,337	281,673
器 具 ・ 備 品	18,036,654	9,987,066	8,049,588
合 計	97,306,798	20,809,147	76,497,651

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

賞与引当金	955
退職給付引当金	4,397
繰越欠損金	5,672
繰延税金資産合計	11,024

計算書類に対する注記（収益：ヴィラ 全園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) ヴィラ 全園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 不動産賃貸業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	108,328,152	9,848,518	98,479,634
構 築 物	2,749,989	378,122	2,371,867
器 具 ・ 備 品	12,681,568	7,485,532	5,196,036
合 計	123,759,709	17,712,172	106,047,537

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

賞与引当金	1,115
退職給付引当金	5,130
繰越欠損金	6,618
繰延税金資産合計	12,863